証券コード：7369

株式会社メイホーホールディングス

第8回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2024年9月26日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 第１号議案 取締役５名選任の件
第２号議案 監査役３名選任の件

目 次

株主の皆様へ…… 1
第8回定時株主総会招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類…… 6

事業報告…… 14
連結計算書類…… 35
計算書類…… 38
監査報告…… 41

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社の第８回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

2024年９月

代表取締役社長　尾松豪紀

当社2024年6月期（2023.7.1～2024.6.30）定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

2024年6月期（当期）は大型のM&Aを2件行いました。その結果、売上高におきましては当面の目標であった100億円を突破し、売上高、売上総利益につきましては過去最高を達成することができました。一方、営業利益につきましては、これらの大型M&Aに要した仲介手数料、デューデリジェンス費用、のれん償却費の増加により、前期と比較して減少いたしました。経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、営業利益の減少要因に加え、資金調達コストの増大により、前期と比較して減少いたしました。

売上高につきましては、前期7,371百万円に対して当期10,348百万円と対前期比2,977百万円（40.4%）の増加となりました。

売上総利益につきましては、前期2,224百万円に対して当期2,659百万円と対前期比435百万円（19.6%）の増加となりました。

営業利益につきましては、前期462百万円に対して当期147百万円と対前期比316百万円の減少

となりました。
　経常利益につきましては、前期496百万円に対して当期89百万円と対前期比407百万円の減少となりました。
　親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、税効果を認識しないのれんの増加等により、法人税等の負担率が高率になったことから、前期270百万円に対して当期△88百万円と対前期比358百万円の減少となりました。
　営業利益、経常利益、当期純利益の減少は大型のM&Aの一時的な費用に起因している部分が大きく、当期限りの一時的な利益減少であると考えております。
　当社グループは、「増収増益企業を共創するネットワークの拡大を通じて一人ひとりがしあわせを実感できる社会を創造する」というミッションのもと、長年にわたり、地域を支えてきた企業の永続的発展に貢献することで地域に貢献してまいりたいと考えております。
　株主の皆様におかれましては、メイホーグループに対して引き続き一層のご支援、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

証券コード 7369
2024年9月10日

株 主 各 位

岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
株式会社メイホーホールディングス
代表取締役社長 **尾松 豪紀**

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社の第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://meihoholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7369/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メイホーホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「７３６９」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2024年9月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場　　所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ　2階ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	**報告事項**　1. 第8期（2023年7月1日から2024年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2023年7月1日から2024年6月30日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　取締役５名選任の件 第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知（書面）をお送りいたします。連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりませんので上記インターネット上の各ウェブサイトをご覧ください。従って、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
◎節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

【議決権行使についてのご案内】

1．書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2．代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3．議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2024年9月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)



行使期限	2024年9月25日（水曜日）午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

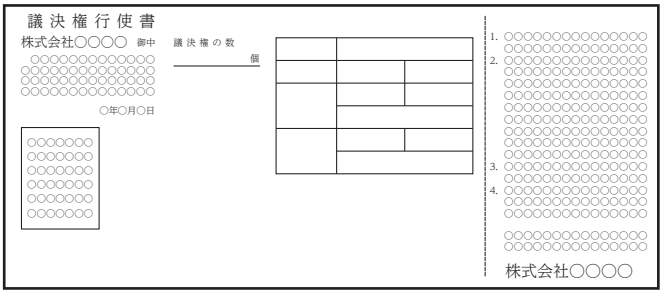

※議決権行使書用紙はイメージです。

第１号議案、第２号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	候補者属性
1	おまつ　ひでとし 尾松　豪紀	代表取締役社長	再任
2	のじま　とおる 野島　透	取締役専務執行役員	再任
3	かわい　あきら 河合　清明	取締役	再任
4	ののむら　もとじ 野々村　元次	社外取締役	再任　社外　独立
5	ふるかわ　くにひさ 古川　國久	社外取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

尾松（おまつ） 豪紀（ひでとし）

再任

生年月日
1963年11月4日

所有する当社の株式数
774,000株

在任年数
7年7か月

取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	日立造船株式会社入社
1992年 4 月	株式会社メイホーエンジニアリング入社
1998年 7 月	同社 取締役
2001年 7 月	同社 代表取締役社長
2013年 4 月	一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事
2016年 6 月	株式会社アルト 代表取締役社長
2017年 2 月	当社 代表取締役社長（現任）
2017年 7 月	株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役会長（2024年９月退任予定）
2017年 7 月	株式会社アルト 代表取締役会長
2018年 7 月	一般社団法人マルエイソーシャルサポート 理事（現任）

取締役候補者とした理由

尾松豪紀氏は、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

野島（のじま） 透（とおる）

再任

生年月日
1961年6月16日

所有する当社の株式数
―株

在任年数
2年

取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4 月	大蔵省（現財務省）入省
1992年 5 月	外務省在タイ日本大使館一等書記官
2001年 7 月	財務省大阪国税局査察部長
2006年8 月	内閣府本府参事官
2007年9 月	学校法人二松学舎評議員（現任）
2012年 7 月	財務省大臣官房会計課長
2013年 7 月	財務省九州財務局長
2014年 7 月	独立行政法人都市再生機構理事
2020年11月	三井住友海上火災保険株式会社顧問
2020年12月	当社 顧問
2022年 9 月	学校法人中国学園大学客員教授（現任）
2022年 9 月	当社 取締役専務執行役員経営戦略室長
2023年 2 月	山田方谷記念館名誉館長（現任）
2024年 7 月	当社 取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

野島透氏は、長年にわたり財務省で要職を経験され、大所高所の目線による思考をお持ちであること、九州財務局長時代に地域社会の活性化などに携わられ、その知見や経験を有しております。また、2020年より当社の顧問を務められていることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

河合（かわい） 清明（あきら）

再任

生年月日
1953年8月2日

所有する当社の株式数
156,000株

在任年数
7年7か月

取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4 月	有限会社ニッセイコンサルタント入社
1981年 7 月	有限会社メイホーエンジニアリング（現・株式会社メイホーエンジニアリング）入社
2000年 4 月	同社 取締役営業部長
2007年 7 月	同社 取締役技術部長
2011年 7 月	同社 取締役名古屋支店長
2012年 7 月	同社 取締役復興支援事業部長
2015年12月	株式会社スタッフアドバンス 取締役
2016年 6 月	株式会社アルト 取締役
2016年 7 月	株式会社メイホーエンジニアリング 取締役復興支援事業部長兼発注者支援事業部長
2017年 2 月	当社 取締役建設関連サービス事業担当
2017年 7 月	株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役社長（2024年９月退任予定）
2021年 4 月	一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事（現任）
2024年 7 月	当社 取締役常務執行役員関連会社支援部長（現任）

取締役候補者とした理由

河合清明氏は、当社の子会社である株式会社メイホーエンジニアリングの代表取締役社長及び当社取締役建設関連サービス事業担当の経験を有しており、建設関連サービス事業の責任者として業務全般に精通しております。当該事業の豊富な業務経験と経営全般及び管理、運営業務に関する知見を有していることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

野々村（ののむら） 元次（もとじ）

再任 | 社外 | 独立

生年月日
1953年1月28日

所有する当社の株式数
一株

社外取締役在任年数
6年

取締役会出席状況
12/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年 4 月	名古屋国税局入局
2006年 7 月	名古屋東税務署 署長
2007年 7 月	国税庁長官官房主任国税庁 監察官
2012年 7 月	名古屋国税局 課税第二部長
2013年 9 月	野々村元次税理士事務所 所長（現任）
2018年 7 月	一般社団法人マルエイソーシャルサポート 監事（現任）
2018年 9 月	当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野々村元次氏は、国税庁での経歴や、税理士として培われた会計・税務に関する専門的な知識・経験などを当社の経営に反映いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 5

ふるかわ　くにひさ
古川　國久

再任 | 社外 | 独立

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1964年 4 月	西本産業株式会社（現 キヤノンメドテックサプライ株式会社）入社
1992年 8 月	株式会社シップコーポレーション（現 シップヘルスケアホールディングス株式会社）設立、代表取締役社長
1992年11月	グリーンホスピタルサプライ株式会社（現 シップヘルスケアホールディングス株式会社へ吸収合併）代表取締役社長
2014年 6 月	シップヘルスケアホールディングス株式会社代表取締役会長（現任）
2022年 9 月	当社 社外取締役（現任）

生年月日
1945年4月27日

所有する当社の株式数
―株

社外取締役在任年数
2年

取締役会出席状況
13/14回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
古川國久氏は、長年にわたり経営全般に豊富な見識、職務経験を有しております。現在もシップヘルスケアホールディングス株式会社代表取締役会長であり、グループ企業の見識、経営経験をもとに今後の当社グループの経営に反映いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任しております。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者　尾松豪紀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3．野々村元次氏及び古川國久氏は、社外取締役候補者であります。
4．野々村元次氏及び古川國久氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5．当社は、野々村元次氏及び古川國久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野々村元次氏及び古川國久氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各候補者の再任が承認可決された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
①当該保険契約の被保険者の範囲
当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役
②当該保険契約の内容の概要
被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
③当該保険契約の保険料
保険料は全額会社負担となっております。
7．野々村元次氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。また、古川國久氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

第2号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	いしだ　やすとし 石田　康利	常勤監査役	再任
2	うえだ　けいすけ 上田　圭祐	社外監査役	再任　社外　独立
3	かたおか　のりあき 片岡　憲明	—	新任　社外　独立

再任 再任監査役候補者　**新任** 新任監査役候補者　**社外** 社外監査役候補者　**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1

石田 康利（いしだ やすとし）

再任

生年月日
1946年11月15日

所有する当社の株式数
—株

在任年数
7年7か月

取締役会出席状況
14/14回

監査役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位

1974年 4月	大日コンサルタント株式会社入社
2006年12月	株式会社メイホーエンジニアリング入社
2007年 7月	同社　監査役
2008年 7月	同社　管理本部長
2009年 7月	同社　技術部長
2017年 2月	当社　常勤監査役（現任）
2017年 7月	株式会社メイホーエンジニアリング　監査役（現任）
2017年 7月	株式会社メイホーアティーボ　監査役（現任）
2017年 7月	株式会社メイホーエクステック　監査役（現任）
2017年 7月	株式会社アルト　監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社メイホーエンジニアリング　監査役
株式会社メイホーアティーボ　監査役
株式会社メイホーエクステック　監査役
株式会社アルト　監査役
（注）兼職についてはすべて2024年9月に退任予定

監査役候補者とした理由

石田康利氏は、2006年に当社の子会社である株式会社メイホーエンジニアリングに入社後、同社の監査役、管理本部長、技術部長を、2017年からは当社の常勤監査役を務めており、建設関連サービス事業の業務全般及び監査業務に精通しております。これらの専門的な知識・経験などを当社の監査に反映いただけるものと判断し、引き続き監査役候補者として選任しております。

候補者番号 2

上田 圭祐（うえだ けいすけ）

再任

社外

独立

生年月日
1942年1月18日

所有する当社の株式数
—株

在任年数
6年

取締役会出席状況
14/14回

監査役会出席状況
20/20回

略歴、当社における地位

1966年 4月	公認会計士登録
1968年12月	監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年 4月	公益財団法人日比科学技術振興財団　監事（現任）
2000年 4月	一般社団法人越山科学技術振興財団　監事（現任）
2001年 5月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）本部経営会議議長
2001年10月	公益財団法人三甲美術館　監事（現任）
2006年 4月	公認会計士上田圭祐事務所開設
2012年 6月	株式会社スズケン　社外取締役
2012年12月	株式会社トーカン　社外監査役
2018年 9月	当社　社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人日比科学技術振興財団　監事
一般社団法人越山科学技術振興財団　監事
公益財団法人三甲美術館　監事

社外監査役候補者とした理由

上田圭祐氏は、監査法人での経歴や公認会計士として培われた会計・監査に関する専門的な知識・経験などを当社の監査に反映いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号 3

片岡（かたおか） 憲明（のりあき）

新任

社外

独立

生年月日
1977年3月21日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位

2003年10月　弁護士登録（愛知県弁護士会）寺澤綜合法律事務所入所
2007年10月　片岡法律事務所入所
2009年 4月　日弁連司法制度調査会商事経済部会委員（現任）
2012年 6月　株式会社セリア　社外監査役
2016年 6月　株式会社セリア　社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年 4月　愛知県弁護士会司法制度調査委員会副委員長（現任）
2021年 4月　愛知県弁護士会民事弁護委員会委員長
2023年 7月　弁護士法人片岡法律事務所代表（現任）

重要な兼職の状況

日弁連司法制度調査会商事経済部会委員
株式会社セリア取締役（監査等委員）
愛知県弁護士会司法制度調査委員会副委員長
弁護士法人片岡法律事務所代表

社外監査役候補者とした理由

片岡憲明氏は、弁護士として培われた法律に関する専門的な知識・経験などを当社の監査に反映いただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上田圭祐氏及び片岡憲明氏は、社外監査役候補者であります。
3. 上田圭祐氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
4. 当社は、石田康利氏及び上田圭祐氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
また、片岡憲明氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
①当該保険契約の被保険者の範囲
当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役
②当該保険契約の内容の概要
被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
③当該保険契約の保険料
保険料は全額会社負担となっております。
6. 当社は、上田圭祐氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。また、片岡憲明氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

事業報告（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復の動きがみられました。一方で、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境は、建設関連サービス事業及び建設事業では、公共投資が底堅く推移しました。人材関連サービス事業では、雇用情勢に改善の動きがみられるなか、派遣労働者数にも増加の動きがみられました。介護事業では、介護報酬の改定や高止まりする運営コストの影響を受けながらも、高齢者人口の増加により需要は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、グループ経営基盤の強化、グループネットワークの拡大に取り組んでまいりました。建設関連サービス事業においては、2023年７月３日付で株式会社フジ土木設計（北海道旭川市）の株式の取得（当社の孫会社化）を行いました。建設事業においては、2023年11月１日付で今田建設株式会社、ハーミット株式会社を傘下にもつ今田建設ホールディングス株式会社（大阪府大阪市浪速区）の株式の取得（当社の孫会社化）を行いました。また、人材関連サービス事業においては、2024年２月１日付で株式会社レゾナゲートを傘下にもつイギアルホールディングス株式会社（東京都渋谷区）の株式の取得（当社の孫会社化）を行いました。なお、今田建設ホールディングス株式会社は、2024年４月１日付で今田建設株式会社に、イギアルホールディングス株式会社は、2024年５月１日付で株式会社レゾナゲートに、それぞれ合併いたしました。以上より、当社を含むグループネットワークの会社数は、前連結会計年度（前事業年度）比で４社増加し、22社となりました。

株式会社フジ土木設計は、当連結会計年度より、今田建設ホールディングス株式会社（現、今田建設株式会社）は、2023年11月１日より、イギアルホールディングス株式会社（現、株式会社レゾナゲート）は、2024年２月１日より当社グループの業績に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高10,347,883千円（前連結会計年度比40.4％増）、営業利益146,669千円（同68.3％減）、経常利益88,581千円（同82.1％減）、親会社株主に帰属する当期純損失87,891千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益269,858千円）となりました。なお、株式会社フジ土木設計、今田建設ホールディングス株式会社ならびにイギアルホールディングス株式会社の株式取得に伴うアドバイザリー費用等及びM＆Aの取り組みに伴う費用として163,723千円が販売費及び一般管理費に含まれております。また、今田建設ホールディングス株式会社の株式の取得資金調達に伴う費用として81,500千円を営業外費用に計上しております。加えて、税効果適用後の法人税等の負担率が高率になっておりますが、これは税効果を認識しないのれんの増加等によるものであります。営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の減少は大型のM＆Aの一時的な費用に起因している部分が大きく、当連結会計年度限りの一時的な利益減少であると考えております。

	第7期 （2023年6月期）	第8期 （2024年6月期）	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	7,371	10,348	2,977増	40.4%増
営業利益	462	147	316減	68.3%減
経常利益	496	89	407減	82.1%減
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	270	△88	358減	―

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。
(売上高及びセグメント利益は連結消去前の数値を記載しております。)

建設関連サービス事業

売上高
3,930百万円
(前連結会計年度比4.6%増)

建設関連サービス事業においては、株式会社フジ土木設計（2023年７月グループ加入）の売上高が寄与したことなどから、売上高は3,930,084千円（前連結会計年度比4.6%増）となりましたが、前年に発生した災害復旧業務による利益が剥落したこと、外注費の増加による原価上昇、一部の業務において工期の延期が発生したことなどから、セグメント利益は454,907千円（同22.5%減）となりました。また、受注高については、株式会社フジ土木設計の受注高が寄与したことなどから、3,948,966千円（同2.3%増）となり、受注残高は2,255,588千円（同12.3%増）となりました。

人材関連サービス事業

売上高
2,437百万円
(前連結会計年度比84.1%増)

人材関連サービス事業においては、株式会社レゾナゲート（2024年２月グループ加入）の売上高が寄与したことに加え、既存の人材派遣事業が好調に推移したこと、また岐阜市が発注する大型の警備案件を受注したことなどから、売上高は2,436,632千円（前連結会計年度比84.1%増）となり、セグメント利益は124,479千円（同22.5%増）となりました。

建設事業

売上高
3,190百万円
(前連結会計年度比99.8%増)

建設事業においては、株式会社三川土建（2023年１月グループ加入）、今田建設株式会社ならびにハーミット株式会社（2023年11月グループ加入）の売上高が寄与したこと、請負工事の一部に増額変更があったことなどから、売上高は3,190,496千円（前連結会計年度比99.8%増）となりました。一方、株式取得に伴う一時費用やのれん償却額の増加、一部工事の工期延期や受注時期の遅れなどから、セグメント損失49,148千円（前連結会計年度はセグメント利益158,981千円）となりました。受注高については、新たにグループに加入した会社の受注高が寄与したことなどから、3,708,338千円（同82.4%増）となり、受注残高は2,815,329千円（同162.3%増）となりました。

介護事業

売上高
792百万円
(前連結会計年度比12.1%増)

介護事業においては、新型コロナウイルス感染症による休業や利用者控えが終息し、利用者数が回復したことなどから、売上高は792,052千円（前連結会計年度比12.1%増）、セグメント利益は、食材費、燃料費、光熱費が高止まりしている状況の中、経費削減や業務の効率化を図り、127,249千円（同23.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は92,580千円です。

その主な内訳は、建設関連サービス事業における計測機器、測量機器等のリース31,929千円、介護事業における事業所の改装工事等建物の取得7,634千円であります。

③ 資金調達の状況

当社はグループの資金調達窓口の役割を担っております。

当連結会計年度中には、M&Aによる株式購入資金等として金融機関から2023年8月に230,000千円、2023年10月に2,700,000千円、2024年1月に200,000千円の長期借入金による調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第5期 (2021年６月期)	第6期 (2022年６月期)	第7期 (2023年６月期)	第8期 (当連結会計年度) (2024年６月期)
売上高	(千円)	5,274,487	6,112,595	7,370,810	10,347,883
経常利益	(千円)	402,836	396,829	495,632	88,581
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(千円)	237,241	224,192	269,858	△87,891
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	193.54	143.66	172.77	△56.19
総資産	(千円)	3,078,256	3,712,933	4,146,868	7,612,471
純資産	(千円)	1,654,186	1,860,088	2,125,113	2,020,142
１株当たり純資産	(円)	1,059.97	1,191.95	1,358.78	1,290.88

(注) 1．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を除いた期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2．１株当たり純資産は、自己株式を除いた期末発行済株式数により算出しております。

3．2020年12月２日付で普通株式１株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産を算定しています。

4．第６期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、第６期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社メイホーエンジニアリング	100,000	100.0	建設関連サービス事業 建設コンサルタント、補償コンサルタント、測量業他
株式会社レゾナゲート	20,000	100.0 (注)	人材関連サービス事業 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
今田建設株式会社	40,000	100.0 (注)	建設事業 総合建設業
株式会社アルト	10,000	100.0	介護事業 通所介護、居宅介護支援事業所

(注) 直接保有している議決権はありませんが、実質的に支配している子会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、地域の企業の事業承継の受け皿として積極的にM&Aを実施するとともに、日本全域をカバーする企業ネットワークの構築を行うことで、グループ内に多種多様な見識、技術、知見、ノウハウを獲得し、それをグループ入りした企業を中心に還元していくプラットフォーム型のビジネスを推進しており、その実現に向けて、成長戦略「弾み車」を制定しております。

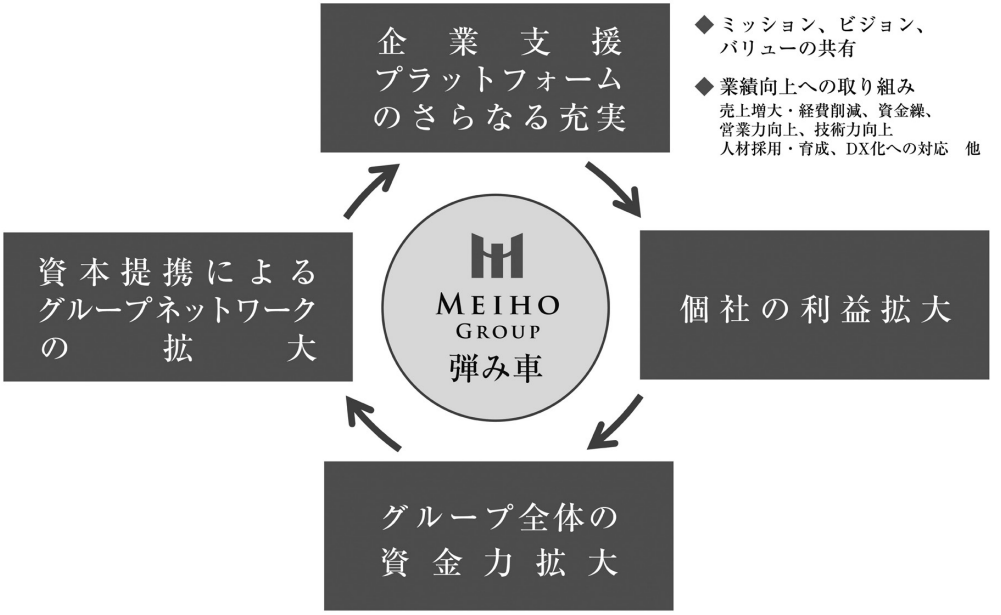

この成長戦略を加速させるために「企業支援プラットフォームのさらなる充実」、「個社の利益拡大」、「グループ全体の資金力拡大」が重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、以下の施策を実施してまいります。

・個社の利益拡大に向けた、関連会社を支援する専門部署の設立
・グループ全体の採用・育成の専門部署の設立
・グループ全体の業務効率化・生産性向上を目的としたＤＸ推進部署の設立

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

当社グループは持株会社として経営指導等の経営管理を行う当社及び子会社の計22社により構成されており、建設関連サービス事業、人材関連サービス事業、建設事業及び介護事業を主たる事業としております。

事業区分	事業内容
建設関連サービス事業	建設コンサルタント業、補償コンサルタント業、測量業、地質調査業、発注者支援事業
人材関連サービス事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業、警備業、海外アウトソーシング受託事業
建設事業	総合建設業、法面工事事業
介護事業	通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、居宅介護支援

(6) 主要な営業所 (2024年6月30日現在)

① 当社

本社	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

② 主要な子会社

株式会社メイホーエンジニアリング	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
株式会社レゾナゲート	東京都千代田区一番町10番２号
今田建設株式会社	大阪府大阪市浪速区敷津東２丁目6番9号
株式会社アルト	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

(7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設関連サービス事業	218 (149) 名	25名増 (1名増)
人材関連サービス事業	181 (332) 名	3名増 (148名増)
建設事業	88 (18) 名	37名増 (8名増)
介護事業	64 (148) 名	14名増 (1名増)
合 計	551 (647) 名	79名増 (158名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38 (1) 名	3名増 (±0)	40.8歳	3.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社大垣共立銀行	665,000
株式会社みずほ銀行	665,000
株式会社十六銀行	475,000
株式会社三十三銀行	285,000
株式会社百五銀行	285,000
株式会社第四北越銀行	202,600
株式会社北陸銀行	191,670
株式会社名古屋銀行	190,000
株式会社広島銀行	175,040

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

① 発行可能株式総数　4,800,000株

② 発行済株式の総数　1,565,100株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,000株増加しております。

③ 株主数　823名

④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
尾松　豪紀	774,000	49.45
河合　清明	156,000	9.96
山本　恭司	66,000	4.21
藤原　巧	54,600	3.48
尾松　恵子	46,000	2.93
岡三証券株式会社	39,700	2.53
メイホーホールディングス従業員持株会	27,700	1.77
株式会社マルエイ	25,000	1.59
株式会社ＳＢＩ証券	17,072	1.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,100	0.96

(注) 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2020年12月2日
新株予約権の数（注)2		4個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)2		新株予約権1個当たり 420,000円 (1株当たり 840円)
権利行使期間		2022年12月3日から 2030年12月2日まで
行使の条件		(注)1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
②新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。
③各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結時を効力発生時点として、2020年12月2日付で普通株式１株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2020年12月２日
新株予約権の数（注)2		64個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)2		新株予約権1個当たり 420,000円 (1株当たり 840円)
権利行使期間		2022年12月3日から 2030年12月2日まで
行使の条件		(注)1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 5,500株 交付者数 8名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 53個 目的となる株式数 26,500株 交付者数 32名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

2. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結時を効力発生時点として、2020年12月2日付で普通株式１株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾松(おまつ) 豪紀(ひでとし)	株式会社メイホーエンジニアリング　代表取締役会長 一般社団法人マルエイソーシャルサポート　理事
取締役専務執行役員	野島(のじま) 透(とおる)	経営戦略室長 学校法人二松学舎評議員 学校法人中国学園大学客員教授 山田方谷記念館名誉館長
取締役	河合(かわい) 清明(あきら)	建設関連サービス事業担当 株式会社メイホーエンジニアリング　代表取締役社長 一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会　監事
取締役	野々村(ののむら) 元次(もとじ)	野々村元次税理士事務所　所長 一般社団法人マルエイソーシャルサポート　監事
取締役	古川(ふるかわ) 國久(くにひさ)	シップヘルスケアホールディングス株式会社代表取締役会長
常勤監査役	石田(いしだ) 康利(やすとし)	株式会社メイホーエンジニアリング　監査役 株式会社メイホーアティーボ　監査役 株式会社メイホーエクステック　監査役 株式会社アルト　監査役
監査役	浦田(うらた) 益之(ますゆき)	弁護士法人シティサンライズ法律事務所　代表弁護士
監査役	上田(うえだ) 圭祐(けいすけ)	公益財団法人日比科学技術振興財団　監事 一般社団法人越山科学技術振興財団　監事 公益財団法人三甲美術館　監事

(注) 1. 取締役 野々村元次氏及び取締役 古川國久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 浦田益之氏及び監査役 上田圭祐氏は、社外監査役であります。
3. 上田圭祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、取締役 野々村元次氏及び取締役 古川國久氏、監査役 浦田益之氏及び監査役 上田圭祐氏を独立役員として、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ．当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役

ロ．当該保険契約の内容の概要

被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

ハ．当該保険契約の保険料

保険料は全額当社負担となっております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社は取締役報酬配分ルールに基づき決定しており、その内容は業績及び職責等を勘案し、固定報酬の支給を行うこととしております。なお、2020年９月29日に開催した第４回定時株主総会にて取締役８名の報酬総額を年額500百万円以内、監査役３名の報酬総額を年額50百万円以内と決議しております。

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内で、取締役報酬配分ルールに基づき個別の報酬額を取締役会で決定しております。個別の報酬額は、月例報酬のみで構成されており、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮し決定しております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましても取締役会において妥当なものと判断しております。

監査役の報酬については、月例報酬のみであり、株主総会で決議された範囲内で監査役の協議により決定しております。

第８期事業年度の役員の報酬額は、取締役については2023年９月13日の取締役会（第7回定時株主総会にて候補者が選任されることが条件）で承認されており、監査役については2023年９月13日の監査役会で承認されております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち社外取締役)	58,431 (7,200)	58,431 (7,200)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役(うち社外監査役)	12,000 (7,200)	12,000 (7,200)	－	－	3 (2)
合　計(うち社外役員)	70,431 (14,400)	70,431 (14,400)	－ (－)	－ (－)	8 (4)

(注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の員数は５名、監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分年額50,000千円以内）と決議しております。なお、取締役の金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会終結時の取締役の員数は８名（うち社外取締役は1名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は３名（うち社外監査役は２名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 野々村元次氏は、野々村元次税理士事務所の所長、一般社団法人マルエイソーシャルサポートの監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 古川國久氏は、シップヘルスケアホールディングス株式会社の代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 浦田 益之氏は、弁護士法人シティサンライズ法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 上田 圭祐氏は、公益財団法人日比科学技術振興財団の監事、一般社団法人越山科学技術振興財団の監事、公益財団法人三甲美術館の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　野々村　元次	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に関し客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　古川　國久	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。長年にわたるグループ企業に関する経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　浦田　益之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会20回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。
監査役　上田　圭祐	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会20回のうち20回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,550
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,550

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を2020年10月15日開催の取締役会において決議し、組織変更等に対応して改訂しております(最終改訂：2022年9月29日)。当社グループにおきましては、当該基本方針に基づき内部統制システムを構築し適切な運用を行っております。

a. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「グループコンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

ロ. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

ハ. 内部通報制度を設け、すべての役員、執行役員及び従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

ニ. 健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

b. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役及び執行役員の職務の執行に関わる情報については、法令及び「グループ文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行います。

ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とします。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「グループリスクマネジメント規程」を制定し、各社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。

ハ. 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

d. 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社においては、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離します。

ロ. 「取締役会規則」、「執行役員規程」、「グループ職務分掌規程」及び「グループ職務権限規程」を定め、当社グループの取締役及び執行役員の職務、権限及び責任の明確化を図ります。

ハ. 当社グループにおいては、取締役会及びグループ執行役員会を毎月１回以上開催します。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。

ロ. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。

ハ. 経営企画部を関係会社統括部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理業務を行います。

ニ. 当社グループの行動基準として、「グループウェイ（行動指針・行動規範）」を周知します。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、及び当該従業員の当社の取締役からの独立性、並びに当社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせます。

ロ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた従業員は、取締役、執行役員及び上長等の指揮・命令は受けないものとします。

ハ. 当該従業員の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとします。

g. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制

イ. 当社グループの業務を執行する取締役は、当社の監査役が出席する取締役会に、自己の職務の執行状況その他必要な情報を報告または説明します。

ロ. 当社の常勤監査役が出席するグループ執行役員会において、当社の執行役員、その他のメンバーは、当社グループにおける業務執行に係る重要事項について連絡、協議します。

ハ. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役会又は監査役に報告できるものとします。

ニ. 当社の監査役会又は監査役は、必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員、内部監査室等の従業員、会計監査人に対して報告を求めます。

ホ. 上記ハ．ニ．に基づき報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとします。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

ロ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。

ホ. 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当事業年度における内部統制システムについて、以下のように運用しております。

a. 重要な会議の開催状況

取締役会は、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて開催した臨時取締役会を含め、計14回開催しております。取締役会には、社外取締役、社外監査役を含むすべての取締役、監査役が出席しており、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定し、また経営計画の進捗状況等の報告を受けております。

コンプライアンス委員会を2回開催し、あわせて、グループ全体を対象としたコンプライアンス勉強会を実施しております。また、リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化に取り組んでおります。

b. 監査役の職務の執行について

常勤監査役及び社外監査役2名は、月1回の監査役会のほか、代表取締役との意見交換、会計監査人及び内部監査室との三様監査会議を含めた計20回開催の監査役会に出席しております。また、常勤監査役は、監査計画に基づき子会社4社の取締役会に出席する等により得た結果を随時他の監査役に報告しております。

c. 内部監査の実施について

内部監査室は、当事業年度の内部監査計画に従い、当社5部署及びグループ各社22拠点の計27拠点に対して往査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告しております。また、改善が必要と判断した各拠点に勧告を行い、改善報告書の受領及びフォローアップ監査を適切に実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、当社の株式は、市場において自由に取引されるべきものであると考えており、大規模買付行為については原則として否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値の安定、株主共同の利益に資する対応の必要性は認識しており、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますが、いまだ内部留保が充実しているとはいえず、2017年２月に純粋持株会社として設立されて以来、配当を行っておりません。将来的には、内部留保の充実状況及び取り巻く事業環境を勘案しながら株主への利益の配当を目指してまいりますが、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、「会社法第459条第１の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年6月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,579,214**	**流動負債**	**2,426,979**
現金及び預金	1,352,073	買掛金	505,924
受取手形	2,700	１年内返済予定の長期借入金	357,864
売掛金	717,409	リース債務	10,805
契約資産	998,916	未払費用	619,222
原材料及び貯蔵品	30,701	未払法人税等	148,493
その他	478,474	契約負債	190,023
貸倒引当金	△1,058	賞与引当金	207,890
固定資産	**4,033,258**	工事損失引当金	22,172
有形固定資産	**1,301,119**	その他	364,586
建物及び構築物	1,518,674	**固定負債**	**3,165,350**
減価償却累計額	△1,011,538	長期借入金	2,776,446
建物及び構築物（純額）	507,136	リース債務	28,766
機械装置及び運搬具	408,701	役員退職慰労引当金	95,175
減価償却累計額	△383,965	退職給付に係る負債	199,590
機械装置及び運搬具（純額）	24,736	繰延税金負債	13,143
土地	531,459	資産除去債務	47,504
リース資産	68,608	その他	4,726
減価償却累計額	△33,075	**負債合計**	**5,592,329**
リース資産（純額）	35,533	**純資産の部**	
その他	297,346	**株主資本**	**2,065,130**
減価償却累計額	△250,363	資本金	446,912
その他（純額）	46,983	資本剰余金	346,912
建設仮勘定	155,271	利益剰余金	1,271,602
無形固定資産	**2,417,930**	自己株式	△296
のれん	2,313,711	**その他の包括利益累計額**	**△44,988**
その他	104,220	為替換算調整勘定	△44,988
投資その他の資産	**314,208**		
投資有価証券	6,630		
繰延税金資産	185,485		
その他	122,093	**純資産合計**	**2,020,142**
資産合計	**7,612,471**	**負債純資産合計**	**7,612,471**

連結損益計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,347,883**
売上原価		**7,689,262**
売上総利益		**2,658,621**
販売費及び一般管理費		**2,511,952**
営業利益		**146,669**
営業外収益		
受取利息	431	
受取配当金	122	
為替差益	29,993	
受取地代家賃	13,970	
その他	11,802	56,317
営業外費用		
支払利息	31,990	
シンジケートローン手数料	81,750	
その他	665	114,405
経常利益		**88,581**
特別利益		
固定資産売却益	1,644	
その他	152	1,797
特別損失		
固定資産売却損	92	
固定資産除却損	10,085	
その他	714	10,890
税金等調整前当期純利益		**79,487**
法人税、住民税及び事業税	209,132	
法人税等調整額	△41,755	167,378
当期純損失（△）		**△87,891**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△87,891**

連結株主資本等変動計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	446,492	346,492	1,359,492	△172	2,152,304
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	420	420			840
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△87,891		△87,891
自己株式の取得				△124	△124
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	420	420	△87,891	△124	△87,175
当連結会計年度末残高	446,912	346,912	1,271,602	△296	2,065,130

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△27,191	△27,191	2,125,113
当連結会計年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			840
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△87,891
自己株式の取得			△124
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△17,796	△17,796	△17,796
当連結会計年度中の変動額合計	△17,796	△17,796	△104,971
当連結会計年度末残高	△44,988	△44,988	2,020,142

計算書類

貸借対照表（2024年6月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,268,382**	**流動負債**	**2,538,406**
現金及び預金	300,855	関係会社短期借入金	2,069,100
前払費用	9,642	１年内返済予定の長期借入金	357,864
関係会社未収利息	17,019	未払金	16,301
未収還付法人税等	3,881	未払費用	43,727
関係会社短期貸付金	1,388,011	未払法人税等	7,676
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	548,085	未払消費税等	15,212
その他	889	賞与引当金	22,024
固定資産	**4,181,058**	その他	6,502
有形固定資産	**4,987**	**固定負債**	**2,776,446**
建物	592	長期借入金	2,776,446
減価償却累計額	△64		
建物（純額）	528		
工具、器具及び備品	19,410		
減価償却累計額	△15,101	**負債合計**	**5,314,852**
工具、器具及び備品（純額）	4,309	**純資産の部**	
リース資産	3,133	**株主資本**	**1,134,588**
減価償却累計額	△2,984	**資本金**	**446,912**
リース資産（純額）	149	**資本剰余金**	**636,097**
無形固定資産	**25,501**	資本準備金	346,912
商標権	4,290	その他資本剰余金	289,185
ソフトウエア	21,210	**利益剰余金**	**51,874**
投資その他の資産	**4,150,570**	その他利益剰余金	51,874
関係会社株式	390,503	繰越利益剰余金	51,874
関係会社長期貸付金	3,748,359	**自己株式**	**△296**
長期前払費用	1,210		
繰延税金資産	10,424		
その他	74	**純資産合計**	**1,134,588**
資産合計	**6,449,440**	**負債純資産合計**	**6,449,440**

損益計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**586,410**
売上総利益		**586,410**
販売費及び一般管理費		**519,405**
営業利益		**67,005**
営業外収益		
受取利息	51,192	
その他	629	51,821
営業外費用		
支払利息	39,702	
その他	750	40,452
経常利益		**78,374**
特別損失		
固定資産除却損	743	743
税引前当期純利益		**77,631**
法人税、住民税及び事業税	11,206	
法人税等調整額	△10,424	782
当期純利益		**76,849**

株主資本等変動計算書（2023年7月1日から2024年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	446,492	346,492	289,185	635,677
当期中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	420	420		420
自己株式の取得				
当期純利益				
当期中の変動額合計	420	420	－	420
当期末残高	446,912	346,912	289,185	636,097

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	△24,975	△24,975	△172	1,057,022	1,057,022
当期中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				840	840
自己株式の取得			△124	△124	△124
当期純利益	76,849	76,849		76,849	76,849
当期中の変動額合計	76,849	76,849	△124	77,565	77,565
当期末残高	51,874	51,874	△296	1,134,588	1,134,588

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月９日

株式会社メイホーホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近藤　繁紀

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　馬渕　宣考

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2023年７月１日から2024年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイホーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算

書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年８月９日

株式会社メイホーホールディングス

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　近藤　繁紀

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　馬渕　宣考

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2023年７月１日から2024年６月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の

記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの2024年6月期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、 以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月9日

株式会社メイホーホールディングス　監査役会

常勤監査役　石田　康利　㊞

社外監査役　浦田　益之　㊞

社外監査役　上田　圭祐　㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

じゅうろくプラザ　2階ホール

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11　TEL.〈058〉262－0150㈹

交通

JR岐阜駅より…… 徒歩／約 2 分
名鉄岐阜駅より…… 徒歩／約 7 分
岐阜各務原I.Cより約10km…… 車／約15分
岐阜羽島I.Cより約15km…… 車／約20分

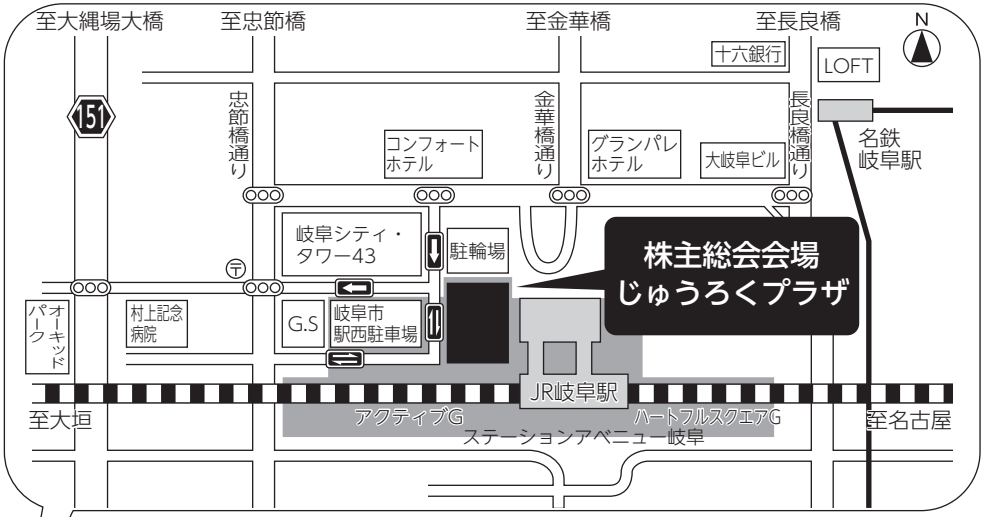

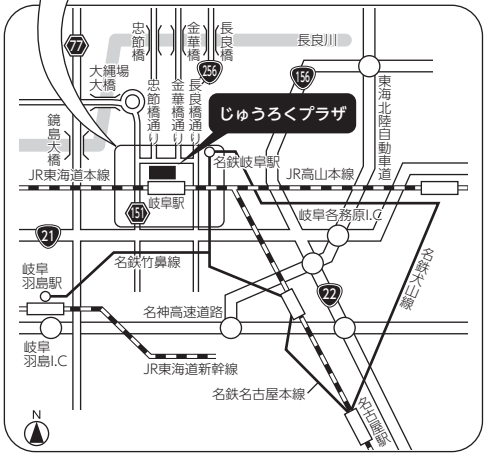

※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。

※会場周辺は禁煙地域となっております。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK